

労働者派遣事業に基づく情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定により、下記事業所における情報をお知らせ致します。

	対象期間	2025年度 (2024年10月1日～2025年9月30日)
事業所の名称	 ツルセキエクス株式会社 (許可番号：派14-302300) TSURUSEKI ex. CO., LTD.	
事業所の所在地	〒230-0038 神奈川県横浜市鶴見区栄町通2-13-2-209	

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数 (2025年9月30日時点)	22 名
------------------------	------

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (2025年度)	6 事業所
-----------------	-------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項 (2025年度における金額)

労働者派遣に関する料金の平均額 (1日8時間あたり) 消費税別	23,409 円
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたり)	18,965 円
マージン率	18.9 %

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額 (※小数点第2位以下を四捨五入)

※マージン率には、事業主負担社会保険料 (健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・介護保険料、労災保険料等)、教育訓練費、福利厚生費、事業運営費 (管理部門労務費、事業所賃借料、求人広告費、通信費等)、営業利益、その他諸経費が含まれています。

4. 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者となる派遣労働者 (雇入時・派遣中・待機中等)	実施方法	訓練費用負担額 (無償・有償)	賃金支給 (有給・無給)
新規入場時教育	全派遣労働者 (雇入時)	OFF-JT	無償	有給
重機操作訓練	重機作業従事者 (派遣中)	OJT	無償	有給
フォークリフト操作訓練	フォークリフト作業従事者 (派遣中)	OJT	無償	有給
中堅社員研修	全派遣労働者 (派遣中)	OFF-JT	無償	有給

キャリアコンサルティングの相談窓口 (京浜事業所管理本部)	TEL. 080-1261-8387
-------------------------------	--------------------

5. 派遣労働者の待遇決定方式に関する事項

待遇決定方式	労使協定方式
労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定締結の有無	有
上記労使協定の有効期間終期	2027年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者

6. その他事項

派遣で就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入頂きます。(雇用条件によっては加入できない場合があります。) また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等の制度もご利用可能です。